

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成30年4月3日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 14 名

欠席者 0 名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	権 藤 嘉 徳	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小 倉	舟 木 壽	出席

本 会 の 書 記 上 田 智 子

審 議 事 項

第7号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1 件
第8号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1 件
第9号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	4 件
報告第8号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	2 件
報告第9号	農地法第18条の規定による届出受理報告	3 件
その他	盛土届について	1 件

審議開始 9 時 00 分

審議終了 10 時 30 分

平成30年4月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成30年第4回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第7号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第7号議案1番朗読

この件につきましては、売買による所有権移転となっております。

権利を取得しようとする農地については、譲渡人の高齢による経営縮小により所有権移転の申請をされています。移転後も、田として利用する予定です。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農業機械の所有状況や農業従事者の状況についても問題ないことから、全てを効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えられます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事していますので、農作業に常時従事する条件を満たすと考えられます。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が7,108㎡となり、下限面積である3反要件も満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

申請地は、町営球場南側の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

所有者が高齢であり、後継者も体調不良であること、また譲受人は機械等も保有しておられますし、経営規模の維持を行うのには適当ではないかと思えます。

1 1 番委員

譲受人は、共乾のオペレーターもやっておられます。譲受人の農地が宅地開発されるということで、以前から農地の取得について相談を受けておりましたが、場所が確定したのは最近のことでした。農地の管理等はきちんとされる方です。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第7号議案1番は許可したいと思います。ですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第7号議案1番は、全員一致で許可します。

次に第8号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので、認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第8号議案1番朗読

この件につきましては、田2,762㎡を山林として管理するため転用をされます。転用後は、杉・イチョウ・クヌギを100本植樹する予定です。

場所は、県道平等寺線を大興善寺から筑紫野方面へ上ったところの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

前回の農業委員会でこの付近の農地を山林にするということで許可されております。今回はそのもう一つ上の農地です。現地を確認に行きましたが、水が来ておらず、農機具も入りにくいようなところですので、今後田として利用できる状況ではありません。元々この譲受人が管理していたようですが、今回所有権を移転することになりました。

事務局

平成23年に隣の農地を山林に転用しております。また、その隣の農地も農振計画の変更（除外）の手続きを行っております。

7 番委員

今回申請の場所と、前回農地転用した場所の途中に1つ農地があるようですが、現状はどうなっていますか。耕作する場合、日照等は大丈夫でしょうか。

事務局

現在自己保全となっております。特に耕作に影響はありません。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第8号議案1番は認定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案1番は、全員一致で認定します。

次に、第9号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申請があったので、計画の決定を求めます。

第9号議案1番について、関係者がいらっしゃいますので、退室をお願いいたします。

～農地利用最適化推進委員（宮浦）退室～

事務局から説明をお願いします。

事務局

第9号議案1番朗読

この件は、貸し手の兼業による経営縮小により、使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、4区塩井川橋付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4 番委員

耕作者が亡くなられてまして、息子さんがおられますができないということでしたので、借り手の方に耕作を頼むことになりました。借り手の方はたくさん耕作しておられますので問題ないと考えます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案1番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

～農地利用最適化推進委員（宮浦）入室～

議 長

第9号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第9号議案2番朗読

2番は、貸し手の経営規模縮小により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区筑紫野バイパス沿いの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

この農地は、事務局にも以前相談があっておりました。ここは菖蒲坂ため池の水源となるところで、大変水が多いところです。所有者の方が耕作放棄地になることを心配されておりましたが、今回新規就農者が借り受けるということになりました。耕作するにあたり、所有者が水路の整備を行うということになっております。

3番委員

水路整備で水はけは良くなりそうですか。

8番委員

現在水路が使い物にならない状況ですので、改善するとは思いますが。

推進委員（宮浦）

山手のところですが、イノシシの対策は大丈夫ですか。

8 番委員

農地周辺には、ワイヤーメッシュで対応しております。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案2番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案3番と4番は再設定ですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第9号議案3番・4番 再設定のため朗読省略

3番は、期間満了による使用貸借権の再設定です。期間は5年です。場所は、2区公民館向かいの圃場です。

4番は貸し手の農業廃止による使用貸借権の再設定です。期間は5年です。場所は、1区鈴町橋付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

3番ですが、貸し手は機械を持っておらず、作れないので数年前から借り手の方をお願いしておられます。

4番は、貸し手と借り手は姉弟の関係で、引き続き手続きを行って耕作されます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案3番・4番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案3番・4番は、全員一致で決定します。

次に、報告第8号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第8号1番説明

この件につきましては、市街化区域の農地ですので、平成30年2月23日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

13番委員

業者が以前から宅地開発の計画を立てておりまして、現在工事が進行中です。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第8号1番を終わります。
次に報告第8号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第8号2番説明

この件につきましては、市街化区域の農地ですので、平成30年3月2日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

以前自動車整備工場建設のため農地転用がされましたが、今回はその工場の駐車場が必要ということで届出がっております。この周辺の農地は、アスパラ作付けの農地が1筆あるのみで、他に農地はありません。また、排水についても問題ありません。

議 長

ほかにありませんか。なければ報告第8号2番を終わります。

次に、報告第9号農地法第18条の規定による届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第9号1番説明

この件につきましては、平成30年3月6日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

場所は、大興善寺から古屋敷に上がる道沿いの約1反です。所有者の方御自身で耕作するということで解約の届が出ております。農業されている方ですので、問題ありません。

議 長

他にありませんか。なければ、報告第9号1番を終わります。

次に、報告第9号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第9号2番説明

この件については、平成30年3月19日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

3年契約で借りていましたが、家族の状況が変わり耕作ができなくなったということでしたので、所有者にお返しするということになりました。返しても問題ありません。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第9号2番を終わります。
次に報告第9号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第9号3番説明

この件については、平成30年3月23日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

耕作者の方が体調を崩されて入院されております。現在麦が作付けされておりますので、それが終わったら次の方と契約が進むものと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、報告第9号3番を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これを持ちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成30年4月3日

署名人

議長	坂本 第一	
委員	酒井 敏幸	
委員	大久保 敏幸	